

共同の事業に関する事業場認定の指針の制定について

平成 21 年 5 月
航空局航空機安全課

1. 背景

航空運送事業の用に供する大型の航空機にあつては、適確に整備業務が実施されることを確保するため、品質管理体制を含む適確な業務実施能力を国が認定した事業場（航空法（以下「法」という。）第 20 条第 1 項第 4 号の認定を受けた整備改造認定事業場）が整備作業の実施及び確認を行わなければなりません。この事業場認定については、「事業場認定に関する一般方針（航空機安全課長通達）」において一般方針、申請手続、提出書類等に関する細目が定められています。

大型機については、機体構造やエンジン、装備品等のシステムに応じて様々な点検・整備を行う必要がありますが、大手航空運送事業者においては、多くの整備作業を複数の整備専門の子会社に分割して委託し、航空機の整備作業を実施しています。この場合、現在は各企業がそれぞれの品質管理制度等の整備体制を構築し、個別に国の事業場認定を受け、委託元の企業が委託先の適切な業務を確保するための定期的な監査や各事業場間の責任を明確にするための委託作業後の領収検査を実施するなど、委託管理を行うことによつて、整備の適切性を確保しております。その結果、関係する事業場が多い場合などには安全を確保するための委託管理のしくみが複雑になっています。

一方で、グループ企業が航空機整備を共同の事業として行うに当たり、グループ企業全体が一元的な権限と責任かつ一体的な品質管理体制の下で整備業務を実施する場合には、当該共同の事業を行う事業場が上記の認定を受けることにより、適確に整備業務を実施することが確保できると考えます。このため、複数の企業が整備等に関する事業を共同で実施する場合に、上記の認定を受けることを可能とするよう、現在の「事業場認定に関する一般方針」に加え、「共同の事業に関する事業場認定の指針」（仮称）を定めることとします。

2. 本指針案の概要

（1）本指針の目的

本指針は、複数の企業が整備等に関する共同の事業を行うに当たり、法第 20 条の認定を受けようとする場合の指針を定めることを目的とします。

（2）本指針の内容

本指針は、共同の事業に参加する企業（以下「構成企業」という。）の範囲が明確であり、かつ当該共同の事業を代表する企業（以下「統括管理企業」という。）が定められている、一体的かつ一元的な権限と責任を有する共同の事業を行う事業場が認定を受けようとする場合に適用するものとします。

なお、本指針では、当該共同の事業が一体的かつ一元的な権限と責任を有することを確保するため、具体的には、当該共同の事業の枠組み等が以下の要件を満足することを

求める予定です。

- ・当該共同の事業の枠組み、当該共同の事業の意思決定機関及び代表者並びに意思決定の手続き等に関する事項が共同事業契約その他の約定に規定されていること。
- ・安全に係る管理及び業務実施の方針の徹底を図るため、業務執行管理委員会を置くこと。
- ・統括管理企業は他の構成企業を統括・管理するために必要となる組織及び要員を有すること。また、品質管理、技術管理等の管理体制について、統括管理企業がその主たる体制を有すること。
- ・各構成企業は、担当業務を適切に実施する能力を有すること。また、意思決定機関が定めた業務規程等に従って業務を行うものであること。

この他、申請及び認定の取消し等に関する手続き等所要の規定を定める予定です。

3. スケジュール（予定）

平成21年6月中を目途に、「共同の事業に関する事業場認定の指針（航空機安全課長通達）」を制定する予定です。